**〇月〇日（一社）弘前薬剤師会**

休日当番薬局

* **地域医療の確保のため輪番制による休日当番保険薬局では救急医療の確保のために、通常の営業時間外に調剤を行ったとして、休日加算を算定させていただきます。**

**休日加算は、調剤技術料に対して、１４０/１００（１４割）の加算が加わります。**

**当薬局の営業時間**

**平日：〇時～○時　　土曜日：○時～○時　　休業日：日曜、祝日及び休日**